

第二百八回国会(常会) 参議院国土交通委員会

令和4年5月12日(木曜日)

○宅地造成等規制法の一部を改正する法律案について答弁

【答弁のポイント】以下の質問に対し答弁

●野田 国義君(立憲)

- ・森林の残土処分場の行政による監視体制の強化の具体的対応について
- ・法案による規制で森林作業道の整備が遅れ林業経営に支障が生じる恐れに対する対応策

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(斎藤嘉隆君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

(略)

○委員長(斎藤嘉隆君) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案を議題いたします。

(略)

○野田国義君

それから、森林関係について伺います。

森林への残土処分場の行政による効果的な監視体制の強化の必要性についてでございますが、森林の残土処分場は人目に非常に付きにくいということで、所有者や地域住民による日常的な監視が困難な場合も多く、安全性を考慮しない残土処分等の事例が見られます。ここが本日に私、非常に重要なところだと思えます。それによって行政による効果的な監視体制

制の強化が必要と考えられますが、具体的にどのような対応を今後されるのか、お聞きしたいと思います。

○大臣政務官(宮崎雅夫君) お答えをいたします。



本法案におきましては、地域で行われている盛土が許可を取ったものかどうか地元住民の皆さん方が適切に把握できるように、工事現場における標識の掲示でございます。

か、許可を受けた土地の公表について規定をしております。住民の皆さんが通報しやすい仕組みを整えさせていただいているところでございます。

また、森林内におきまして残土処分場を含めた盛土の監視を適切に行っていくためには、都道府県、市町村、警察等の関係機関によるパトロールでございます。

とか情報共有が重要だというふうに考えておるところでございます。

さらに、林野庁におきましては、森林法の無届け伐採の把握、これを効果的かつ迅速に行うために、衛星画像から森林の状況が変化した箇所を自動的に把握、監視できるプログラムを開発をいたしまして、市町村等での活用を現在進めているところでございます。盛土の早期発見にも活用できるのではないかとというふうにも考えておるところでございます。

今後、今申し上げましたような取組を運用マニュアル等に盛り込む、そういうことをやらせていただきますして、法律の適正な執行が図られるようにしてまいりたいと考えております。

○野田国義君 先ほどから出ておりますように、やはり国交省と農林水産省のしっかりとした連携がこれ非常に必要のことだと改めて思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、林業経営に要する作業道の整備をめぐる法施行後の懸念について伺いたいと思います。

林業経営に要する作業道の整備では、現地の地形や地質等に配慮した形で盛土等がなされるわけでありませうけれども、作業道の整備が通常の公共事業と同様に測量や設計、検査を前提として扱われる場合、その整備が遅れ、林業経営に支障が出る懸念をされております。本法律案による規制においてはこうした懸念にどのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○大臣政務官(宮崎雅夫君) お答えをいたします。

森林作業道の整備につきましては、通常、間伐等の森林整備と一体的に行われ、精緻な測量、設計は行われませんけれども、

も、切土や盛土の方法、排水施設などを定めました森林作業道設計指針に基づきまして整備をしておるところでございます。

また、線的な施設でございますので、一か所に集中的にこれ盛土を行うというものではございませんので、取り扱う量も少量ということでございます。このため、森林内で盛土等規制対象を定めるに当たりましては、安全を確保すること、これ大前提でございますけれども、このような森林作業道の特性を踏まえまして、森林経営に支障が出ることをないよう検討を進めてまいりたいと考えております。

(以下略)

